

通学区域外就学の申請事由(許可基準)について

申請区分			申請事由及び許可基準			許可対象	許可期間	添付する書類
						小 中 学年		
1	転居	1	学年の途中で通学区域外に転居したが、当該学年の終了まで、引き続き従前の学校への通学を希望する場合	○	○	全学年	当該年度終了まで	転居届の提出後
		2	学年の途中で通学区域外に転居したが、引き続き従前の学校への通学を希望する場合	○	－	5年生以降	卒業まで	転居届の提出後
2	身体的理由	1	通院等を必要とするため、病院等に近い学校への通学を希望する場合	○	○	全学年	通院を終了するまで	医師の診断書
		2	特別支援学級への入級を必要とし、指定校にその措置が無い場合				必要とする期間	学校長の意見書
		3	通学区域以外の養護学校又は福祉施設に入所する場合				施設に入所する期間	入所通知の写し等
		4	里親委託により、通学区域外の学校への通学を希望する場合				委託されている期間	委託を示す書類等
3	家庭の事情	1	両親が共働きのため、下校後は通学区域外の祖父母等の保護が必要である場合	○	－	全学年	卒業まで	1、両親の就労証明書 2、祖父母等の児童に対する保護確認書 3、保護する人の身分証明書 (住所が分かるもの)
			両親が共働きで、下校後は両親の勤務先で保護するため	○	－	全学年	卒業まで	1、両親の就労証明書 2、勤務先の保護確認書類(任意様式)
		2	新入学又は進級する学年の途中で、通学区域外に新築中の住宅に転居することが明らかであるため、先にその学区へ就学することを希望する場合	○	○	全学年	工事完成後の転居予定日まで	・建築請負契約書の写し等 (住所及び完成予定日が確認できる書類の写し)
		3	通学区域以外の借家等に転居したが、近いうちに再転居する予定であるため、引き続き、従前の学校への通学を希望する場合	○	○	全学年	当該年度終了まで	再転居を明らかにする書類 (建築請負契約書等)
4	通学の利便性	1	自宅から指定された学校までの通学経路の最短距離が、小学校では4km以上、中学校では6km以上あって、指定された学校より近い学校がある場合	○	○	全学年	卒業まで	なし
5	不登校及び生徒指導に係る教育的配慮	1	指定された学校に本人の希望する部活動が無い場合で、指定された学校に最も近い学校への就学を希望する場合(小学校から継続しているものに限る。)	－	○	中学校入学時	卒業まで (第3学年の前までに部活動を退部したときは、指定就学校への就学とする。)	1、学校長の意見書 2、現在所属している団体の所属証明書
		2	転校することとなる学校に従前の学校で取り組んでいた「部活動」がなく、継続して取り組むため引き続き従前の学校への通学を希望する場合	－	○	全学年	卒業まで	学校長の意見書
		3	不登校などの理由により、小学校卒業まで通学区域外就学を許可され、卒業する小学校の通学区域が含まれる中学校への入学を希望する場合	－	○	中学校入学時	卒業まで	学校長の意見書
		4	いじめの問題から緊急避難するため、他の学校への転学を希望する場合	○	○	全学年	必要と認められる期間	学校長の意見書
		5	不登校又は不登校傾向を改善するため、他の学校への転学を希望する場合	○	○	全学年	必要と認められる期間	学校長の意見書
		6	上記以外で、児童生徒の心身の保全及び情緒の維持のため、他の学校への転学を希望する場合	○	○	全学年	校長が必要と認める期間	学校長の意見書
6	被災による転居	1	東日本大震災並びに自然災害等の被災により通学区域外に転居したが、引き続き従前の学校への通学を希望する場合	○	○	全学年	卒業まで	1、住民異動届の写し 2、罹災証明書
		2	東日本大震災並びに自然災害等の被災により住民票の異動を伴わない転居をし、実際の居住地を含む学区の学校への就学を希望する場合	○	○	全学年	必要とする期間	住居が分かる書類(賃貸契約書等)
その他	兄弟関係		兄弟姉妹が区域外就学で認められている学校へ通う場合	○	○	全学年	兄弟が区域外就学を認められている期間 (ただし、兄弟が区域外就学を認められた学校を卒業した場合(3月31日時点)、小学校4年生以上及び中学生であれば卒業までの期間)	